

# 国立大学法人岩手大学保有個人情報開示等手続要項

令和4年3月25日 制定  
令和7年3月27日 最終改正

## (目的)

第1条 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、国立大学法人岩手大学個人情報保護規則（以下「規則」という。）及びその他の法令に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要項において「部局」とは、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、各附属学校、各技術部、事務局各部、監査室及び戦略企画・評価分析室をいう。

2 前項のほか、この要項における用語の定義は規則第2条の定めるところによる。

## (開示請求の受付)

第3条 本学が保有する保有個人情報についての開示請求があった場合は、岩手大学情報公開取扱規則に定める情報公開室において次の各号の定めるところにより受け付ける。

- 一 本学が保有する保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、個人情報ファイル簿その他関連資料等を用いて、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に「保有個人情報開示請求書」（様式第1号。以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに次の各号に定める書類を提示又は提出させる。
  - イ 開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあっては、保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類として個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という）第22条に定める書類
  - ロ 本人に代わって代理人が開示請求を行う場合は、様式第29号-1又は様式第29号-2の委任状
- 三 開示請求を受け付けるときは、開示請求者から手数料として300円を徴収するものとし、当該手数料の納付を示す本学又は金融機関の発行する領収書を開示請求書と併せて提出するものとする。ただし、特定個人情報の開示請求に限り、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を免除することができる。
- 四 前号ただし書きの免除を希望する者は、様式第13号の開示請求に係る手数料の免除申請書（以下「免除申請書」という。）とその事実を証明する書面を開示請求書と併せて提出するものとする。
- 五 免除申請書が提出された場合、学長は、当該手数料の免除の可否を決定し、開示請求者に対し、様式第14号又は様式第15号により免除申請者に通知する。
- 六 開示請求に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 七 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった保有個人情報を保有する部局等に送付する。

## (開示・不開示の検討)

第4条 学長は、保有個人情報の開示・不開示を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて国立大学法人岩手大学情報公開・個

人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

（開示・不開示の決定）

- 第5条 学長は、法第83条第1項の規定により、法第77項第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示・不開示を決定するものとする。
- 2 学長は、法第83条第2項の規定により開示・不開示の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第84条の規定により、開示請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、様式第6号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第85条の規定により事案を他の行政機関の長等に移送するときは、様式第7号により他の行政機関の長等へ移送するとともに、様式第8号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第86条第1項又は第2項の規定により、第三者から意見を聴取するときは、当該第三者に対し、様式第9号又は様式第10号により照会し、様式第11号の提出を求めなければならない。
- 6 学長は、法第86条第3項の規定により、第三者の意に反して開示するときは、様式第12号により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示・不開示の決定をしたときは様式第2号又は様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示の実施）

- 第6条 学長は、法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を求める者から様式第3号による開示の実施方法の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って保有個人情報の開示を実施するものとする。
- 2 保有個人情報の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、保有個人情報を記録する法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や開示請求者の居所の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該保有個人情報を保有する部局において実施できるものとする。
- 3 開示を受ける者が保有個人情報を記録する法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において写しを送付するものとする。この場合において、郵送料は、開示請求者が負担するものとする。

（移送された事案）

- 第7条 法第85条第2項の規定により、他の行政機関の長等から移送された事案に係る開示・不開示の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から第6条までの規定に準じて行う。

（開示請求に係る手数料）

- 第8条 第3条第3号の開示請求手数料及び第6条第3項の郵送料は、現金による払込又は本学が指定する金融機関の口座への振込により納入するものとする。
- 2 前項に規定する現金での納入は、情報公開室において行うものとする。
- 3 第1項に規定する金融機関の口座への振込に要する経費は開示請求者が負担するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第6条第3項の郵送料の納入は、情報公開室に郵便切手を納付することにより行うことができる。

（訂正請求の受付）

- 第9条 第6条の規定により開示を受けた者から開示した保有個人情報について訂正請求があった場合は、情報公開室において次の各号の定めるところにより受け付ける。

- 一 訂正請求を受け付けるときは、訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に「保有個人情報訂正請求書」（様式第16号。以下「訂正請求書」という。）を提出させるとともに、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあっては、保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類として施行令第29条に定める書類を提示又は提出させる。
- 二 本人に代わって代理人が訂正請求を行う場合は、様式第29号-3又は様式第29号-4の委任状を前号の書類に併せて提出するものとする。
- 三 前号の訂正請求に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 四 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった保有個人情報を保有する部局に送付する。

#### （訂正等の検討）

第10条 学長は、保有個人情報の訂正、不訂正（以下「訂正等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局の長の意見を求めるとともに、委員会に意見を求めるものとする。

#### （訂正等の決定）

- 第11条 学長は、法第94条第1項の規定により、法第91条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があつた日から30日以内に訂正等を決定するものとする。
- 2 学長は、法第94条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、様式第19号により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第95条の規定により、訂正請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、様式第20号により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第96条の規定により事案を他の行政機関の長等に移送するときは、様式第21号により他の行政機関の長等へ移送するとともに、様式第22により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、訂正等の決定をしたときは様式第17号又は様式第18号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

#### （訂正の実施）

第12条 学長は、訂正請求者に対して訂正決定を通知したときは、速やかに当該保有個人情報を訂正する。

#### （保有個人情報の提供先への通知）

第13条 学長は、訂正請求に基づき訂正を行った保有個人情報を第三者に提供していた場合において、必要があると認めるときは、様式第23号により提供先に訂正を行った旨を通知する。

#### （利用停止請求の受付）

第14条 第6条の規定により開示を受けた者から開示した保有個人情報について利用停止請求があつた場合は、情報公開室において次の各号の定めるところにより受け付ける。

- 一 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）に「保有個人情報利用停止請求書」（様式第24号。以下「利用停止請求書」という。）を提出させるとともに、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類として施行令第29条に定める書類を提示又は提出させる。
- 二 本人に代わって代理人が利用停止請求を行う場合は、様式第29号-5又は様式第29号-6の委任状を前号の書類に併せて提出するものとする。

- 三 前号の利用停止請求に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 四 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった保有個人情報を保有する部局に送付する。

(利用停止等の検討)

第15条 学長は、保有個人情報の利用停止、不利用停止（以下「利用停止等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局の長の意見を求めるとともに、委員会に意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

第16条 学長は、法第102条第1項の規定により、法第99条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があつた日から30日以内に利用停止等を決定するものとする。

- 2 学長は、法第102条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、様式第27号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第103条の規定により、利用停止請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、様式第28号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、利用停止等の決定をしたときは様式第25号又は様式第26号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(利用停止の実施)

第17条 学長は、利用停止請求者に対して訂正決定を通知したときは、速やかに当該保有個人情報の利用を停止する。

(審査請求)

第18条 学長は、法第105条第1項の規定による審査請求があつたときは、委員会の意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第105条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、審査請求の種類により次の各号に定める様式により行うものとする。
  - 一 開示決定等 様式第30号
  - 二 訂正決定等 様式第31号
  - 三 利用停止決定等 様式第32号
  - 四 開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為 様式第33号
- 3 学長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、法第105条第2項各号に掲げる者に対し、様式第34号により通知しなければならない。
- 4 学長は、審査請求に対する裁決及びその通知をするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条及び第51条に基づき行う。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示等関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要項は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

## 保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL

( )

個人情報補保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他

( )

<実施の希望日> 令和 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 手数料

手数料 (1件300円)	<input type="checkbox"/> 現金 ※ 国立大学法人岩手大学の発行する領収書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/> 金融機関への振込み ※ 金融機関の発行する領収書の写しを添付してください。
-----------------	--	---

- 4 本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人			
イ 請求者本人確認書類						
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証						
<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)						
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書						
<input type="checkbox"/> その他( )						
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。						
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)						
(ア) 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者			
(ふりがな)						
(イ) 本人の氏名	_____					
(ウ) 本人の住所又は居所	_____					
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。						
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )						
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。						
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状						

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学長

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所  
期間：○月○日から○月○日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  
時間：  
場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名： )

電話：

FAX：

e-mail：

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( )

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：岩大 第 号  
日付：令和 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1)閲覧	①全部 ②一部 ( )
	(2)複写したものの交付	①全部 ②一部 ( )
	(3)その他 ( )	①全部 ②一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

令和 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円  
無 〕

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電話 :

FAX :

e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

<様式第5号> 開示決定等期限延長通知書

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

開示決定等の期限の延長について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	令和 年 月 日（開示決定等期限 令和 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

（担当者名： ）

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（令和〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 令和〇年〇月〇日

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電話 :

FAX :

e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

国立大学法人岩手大学長

### 保有個人情報の開示請求に係る事案について

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	<p>氏名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"><li>・開示請求書</li><li>・移送前に行った行為の概要記録</li><li>・</li><li>・</li></ul>
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

#### <本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名： )

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、同法の規定に基づき、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	令和 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 :  電話番号 :

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電 話:

F A X:

e-mail:

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人岩手大学

### 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	令和 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部課名) (連絡先)
意見書の提出期限	令和 年 月 日

#### <本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	令和 年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部課名) (連絡先)
意見書の提出期限	令和 年 月 日

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電話 :

FAX :

e-mail :

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

令和 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人岩手大学

### 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から令和 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

#### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	令和 年 月 日
開示を実施する日	令和 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### ＜本件連絡先＞

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

令和 年 月 日

## 開示請求に係る手数料の免除申請書

国立大学法人岩手大学 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

### 1 開示を請求する保有個人情報

### 2 免除を求める理由

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第〇号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

令和 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第4項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

## 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人岩手大学

令和 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる保有個人情報の名称

#### 2 免除が認められない理由等

##### （注）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報訂正請求書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

( )

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ  
(担当者名 : )  
電 話 :  
F A X :  
e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ  
(担当者名 : )

電話 :

FAX :

e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報訂正決定等の期限について（通知）

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	令和 年 月 日（訂正決定等期限 令和 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名： )

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	令和 年 月 日

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

（担当者名： ）

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

国立大学法人岩手大学

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	<p>氏 名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 本人の住所又は居所</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訂正請求書</li><li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li><li>・</li><li>・</li></ul>
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名： )

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

令和 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	令和 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	<p>(行政機関の長独立行政法人等)</p> <p>(連絡先)</p> <p>部局課室名 :</p> <p>担当者名 :</p> <p>所在地 :</p> <p>電話番号 :</p>
備考	

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

国立大学法人岩手大学

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正することと決定しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

( )

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： 、日付：〇年〇月〇日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>(利用停止決定の内容)</p> <p>(利用停止の理由)</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をできなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ  
(担当者名 : )  
電 話 :  
F A X :  
e-mail :

<様式第26号> 利用停止をしない旨の決定通知書

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人岩手大学

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岩手大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岩手大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課 グループ

(担当者名 : )

電 話 :

F A X :

e-mail :

<様式第27号> 利用停止決定等期限延長通知書

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	令和 年 月 日（利用停止決定等の期限 令和 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グルーブ

(担当者名： )

電話：

FAX：

e-mail：

<様式第28号> 利用停止決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人岩手大学

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	令和 年 月 日

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

（担当者名： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
  - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
-

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岩手大学

諒 問 書

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があつたので、同法第105条第1項の規定に基づき諒問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等  (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 （該当不開示条項） <input type="checkbox"/> 不開示決定 （該当不開示条項）	(1) 開示決定等の日付、記号番号  (2) 開示決定等をした者  (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諸問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文書（写し） ⑥ その他参考資料
7 担当課、担当者名 電話、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。

(注2) 4の「諸問の理由」については、例えば、「原処 分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諸問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岩手大学

諒 問 書

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諒問します。

<様式第31号> 諮問書（訂正決定等）（別紙）

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等  (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号  (2) 訂正決定等をした者  (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当課、担当者名 電話、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適當と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人岩手大学

諒 問 書

個人情報補保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があつたので、同法第105条第1項の規定により諒問します。

<様式第32号> 諮問書（利用停止決定等）（別紙）

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等  (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号  (2) 利用停止決定等をした者  (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し） 又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当課、担当者名 電話、メールアドレス、 住所等	

(注1) 2の「（利用停止決定等の種類）」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人岩手大学

諒 問 書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諒問します。

<様式第33号> 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（別紙）

(別紙)

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等  (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書〔訂正請求書、利用停止請求書〕（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 担当課、担当者名 電話、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

情報公開・個人情報保護審査会への詰問について（通知）

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

（審査請求人等）様

国立大学法人岩手大学

令和 年 月 日付けの国立大学法人岩手大学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に詰問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
詰問日・詰問番号	令和 年 月 日・平 詰問 号

<本件連絡先>

国立大学法人岩手大学

部 課

グループ

(担当者名 :

電話:

FAX:

e-mail: